

◆こんな時どうする？

よくある相談や変更希望について紹介します。各手続きに必要な書類は学生課窓口で配布します。以下に該当しないケースでもまずは学生課に相談してください。

貸与月額を増額したい

大学に「月額変更願」を提出した月の分からの増額が可能です。人的保証の方が増額する場合は、「月額変更願」への連帯保証人および保証人の署名・捺印（実印）と「印鑑登録証明書」の提出が必要です。

なお、未成年者が申請する場合は親権者の同意（署名・捺印）が必要です。

貸与月額を減額したい

当該年度内において、本人の希望する月から変更が可能です。ただし、さかのぼって減額する場合の差額分は、これから振り込まれる奨学金と相殺します。申請する時期によってさかのぼれる期間が変わりますので、詳細は学生課窓口で相談してください。

なお、未成年者が申請する場合は親権者の同意（署名・捺印）が必要です。

保証制度を変更したい

人的保証から機関保証への変更のみ可能です。ただし、貸与開始から機関保証への変更月までの保証料を一括で支払うことが必要となります。一括保証料はすでに貸与された額に応じた金額となりますので、状況によってはかなり高額となります。機関保証への変更を行う必要が生じた場合は早めに手続きを行うようにしてください。

利率の算定方法（第二種奨学金）を変更したい

申込時に選択した「利率の算定方法」（固定方式・見直し方式）を変更することができます。変更は貸与中の一定期間のみとなりますので、希望する方は早めに学生課窓口で相談してください。

なお、入学時特別増額貸与奨学金については申込状況により変更の可否が異なります。

連帯保証人・保証人を変更したい

新たに連帯保証人または保証人になっていただく方の自署と押印、印鑑登録証明書（連帯保証人は併せて収入に関する証明書）が必要です。

手続きする校舎を変更したい

原則3年次生（国際学部生を除く）から白金校舎での取り扱いとなりますが、2年次生でも横浜校舎での履修が週0～1日である場合は、白金校舎手続きに変更することができます。変更を希望する場合は、学生証およびPort Hepburnから印刷した「履修登録確認表」を持参し、学生課窓口で申請してください。

※上記の条件を満たしていても、国際学部生は校舎変更手続きをすることはできません。

住所が変わった

住民票上の住所に変更があった場合は、「住所変更届（本人・連帯保証人・保証人）」の提出が必要です。

なお、一人暮らし先など、住民票上以外の住所変更についても学内手続きがあるため、随時学生課窓口申し出て下さい。

留学が決定したので、留学中も奨学金を借りたい

休学せずに留学する場合、留学先が大学や大学に準ずる高等教育機関であれば、留学中も継続して奨学金を受けることができます。詳細は学生課窓口で相談して下さい。

なお、いわゆる「語学留学」やワーキングホリデー等での休学を伴う留学の場合は、奨学金を休止する必要がありますので、その際も学生課窓口で相談して下さい。

※留学が決まってから新規に奨学金を申し込みたい場合

日本学生支援機構には、留学中のみ奨学金を貸与する制度があります。通常の申し込みと同様、申請時期が定められていますので、希望する場合は早めに学生課窓口で相談して下さい。

奨学金を辞退したい

辞退を希望する場合、まず速やかに学生課へ連絡して下さい。奨学金の振込保留を行います。その後、所定の手続きを行ったうえで辞退となります。なお、在学猶予手続きを行うと、在学中は返還が猶予され、卒業の翌月から数えて7ヶ月目から返還が始まります。

休学したい

休学中は、奨学金を借りることができません（休止）。休学前に所定の手続きが必要となりますので、学生課窓口で相談して下さい。

なお、復学した後は、休学前と同様に奨学金を借りることが可能です（復活）。こちらも所定の手続きが必要ですので、復学が決まり次第学生課までご連絡ください。

退学したい

退学すると、奨学金の受給資格がなくなります。退学後の返還のために所定の手続きが必要となりますので、速やかに学生課窓口申し出て下さい。手続きが遅れた場合には振込超過分の戻入れが必要になりますのでご注意ください。

なお、返還は貸与終了の翌月から数えて7ヶ月目から始まります。

停学等の懲戒処分を受けた

大学から懲戒処分を受けた場合、奨学金については「廃止」あるいは「停止」となります（※）。学生課にて所定の手続きが必要となりますので、学生課から連絡が入り次第、速やかに対応して下さい。

※「廃止」：奨学生の資格を失い、奨学金受給は即時打ち切りとなります。

「停止」：一定期間、奨学金を受給できなくなります。